(6)～(9)　（略）
(10)　その他
　提出会社が、当連結会計年度において四半期報告書を提出した場合には、当連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下(10)において同じ。）に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（各四半期連結累計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。
(11)・(12)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（政策企画官及び政策企画調整官）	（経済安全保障政策室並びに政策企画官及び政策企画調整官）
第十七条　政策課に、政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内及び政策企画調整官一人を置く。	**第十七条**　政策課に、経済安全保障政策室並びに政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内及び政策企画調整官一人を置く。
（削る）	２　経済安全保障政策室は、国土交通省の所掌事務に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。
２・３　（略）	３　経済安全保障政策室に、室長を置く。
（交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及びジェンダー政策推進官）	４・５　（略）
第十八条　（略）	（交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及びジェンダー政策推進官）
２　交通バリアフリー政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第十八条**　（略）
一　（略）	２　交通バリアフリー政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関する事務のうち同法第二条第六号に規定する旅客施設又は同条第八号に規定する車両等における同条第二号に規定する移動等円滑化（同条第五号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。）に係るものに関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。	一　（略）
３～５　（略）	二　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関する事務のうち同法第二条第五号に規定する旅客施設又は同条第七号に規定する車両等における同条第二号に規定する移動等円滑化（同条第四号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。）に係るものに関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
	３～５　（略）